

福祉 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 ☎476-1111
社会福祉係(140)・健康増進係(130)

◆合同金婚式のお知らせ【社会福祉係】

町では、今年金婚式を迎えられるご夫婦をお祝いする合同金婚式を10月に計画しています。

対象者	昭和40年に入籍し、現在町内にお住まいのご夫婦です。
申請書	役場保健福祉課及び野方支所に備えてあります。 地域の民生委員さんからも入手できます。
申込先	役場保健福祉課もしくは野方支所へ提出してください。
申込期限	平成27年8月14日(金)

◆『ハンセン病問題を正しく理解する週間』について【健康増進係】

ハンセン病問題に対する解決の促進を図るために、県では『ハンセン病問題を正しく理解する週間』を定めています。

誤った隔離政策によって、強制的に隔離され、ご本人だけでなく、ご家族も偏見や差別を受け、かけがえない多くの方々の人生が奪われました。

病気が治っても家族の元へ帰れず、社会復帰が難しい状況にあり、今もなお、多くの方々が、療養所での生活を余儀なくされています。

長い間、偏見や差別に苦しめられたハンセン病であった方々などが、平穏に安心して生活できる地域づくりのために、また、二度とこのような悲しい歴史を繰り返さないために、私たち一人ひとりが、ハンセン病問題とは何かを正しく理解することが大切です。

■ハンセン病問題を正しく理解する週間

平成27年6月21日(日)～6月27日(土)

<参考>

■ハンセン病問題に関する知識

・ハンセン病は、らい菌によっておこる感染症で、遺伝病ではありません。

らい菌の感染力は弱く、非常にうつりにくい病気です。

また、早期発見と早期治療により、短期間で完治する病気です。

わが国に感染源となるものはほとんどありません。

・ハンセン病であった方々の身体の変形は、診断や治療が遅れたことによる後遺症です。

・国は平成8年の『らい予防法』廃止まで、この隔離政策をとり続けました。

長年にわたるこの隔離政策などにより、ハンセン病は怖い病気という誤った考えが定着し、そのことがさまざまな偏見・差別や人権侵害を引き起こしました。

昭和24年頃には、特効薬で完治するようになりましたが、偏見や差別が解消されることはありませんでした。

ハンセン病であった方々などは、今も根強く残る偏見・差別に苦しんでおられます。